

令和 6 年 度

福岡市東保健所運営協議会

福岡市東保健所

【目 次】

I	東保健所運営協議会 委員名簿	1
II	東保健所運営協議会 事務局名簿	2
III	東保健所の機構及び事務分掌、職員配置表	3 ~ 4
IV	議題	
	・令和5年度事業報告	
	【健康課】	5 ~ 11
	【地域保健福祉課】	12 ~ 14
	【衛生課】	15 ~ 20
	[参考資料] 福岡市保健所運営協議会条例・同施行規則	21 ~ 22

I 東保健所運営協議会 委員名簿

(令和5年8月1日現在 任期：令和6年7月31日まで)

(委員は五十音順)

役職	氏名	所属団体・役職等
委員	青柳美知子	福岡市食品衛生協会東支所 支所長
委員	跡部竜太	福岡県美容生活衛生同業組合東支部 支部長
委員	尾花康広	福岡市議会議員
委員	勝山信吾	福岡市議会議員
委員	菊川浩徳	福岡市東区医師会 会長
委員	熊谷知子	福岡市東区男女共同参画連絡協議会
委員	隈本良知	福岡市東区小学校長会
委員	黒木義樹	福岡市東区公民館館長会
委員	古閑悦子	福岡市東区中学校長会
委員	齊藤桂子	福岡市東区衛生連合会 会長
委員	田中香代子	福岡市東区民生委員・児童委員協議会 会長
委員	中田宏	福岡市東区歯科医師会 会長
委員	中村雅史	九州大学病院 病院長
委員	原口恵子	福岡市東区薬剤師会 理事
委員	藤野哲司	福岡市議会議員
委員	前山睦子	福岡市保育協会東区園長会
委員	眞崎俊行	福岡県東警察署
委員	松本ちさえ	福岡県栄養士会
委員	山中一男	福岡市東区自治組織会長会
委員	山本美子	福岡県看護協会1地区支部 地区支部長

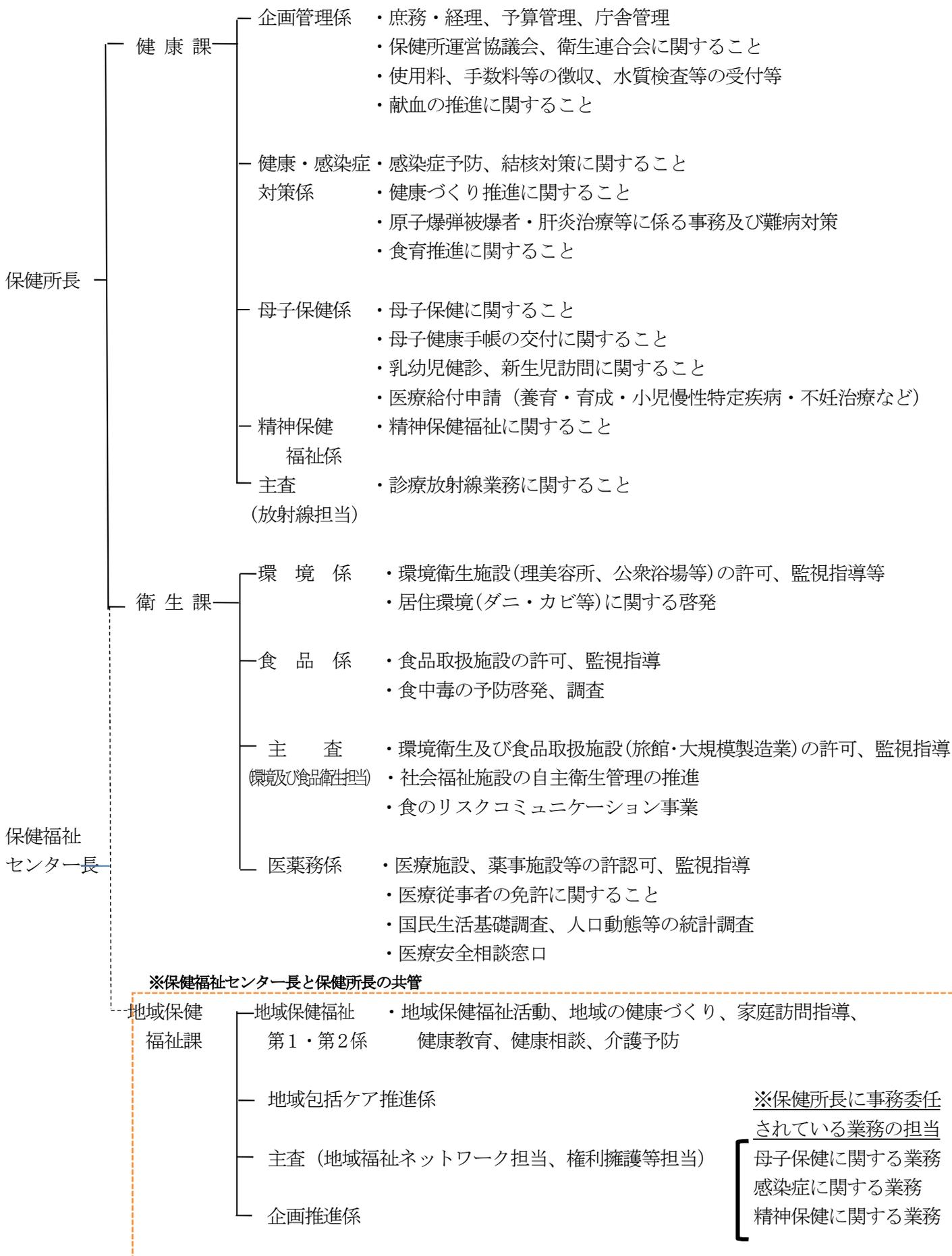
II 東保健所運営協議会 事務局名簿

(令和6年4月1日現在)

所 属	職 名	氏 名
東保健所	所 長	田 中 雅 人
健康課	課 長	大 脇 五 鈴
	企画管理係長	鬼 塚 知 子
	健康・感染症対策係長	今 津 杏 子
	母子保健係長	河 野 美 香
	精神保健福祉係長	甲 斐 留里子
	主査 (放射線担当)	中 村 芳 子
地域保健福祉課	課 長	平 山 くみ子
	地域保健福祉第1係長	山 田 陽 子
	地域保健福祉第2係長	城 麻 恵
衛生課	課 長	吉 田 恵 介
	環境係長	中 村 裕 子
	食品係長	今 田 亮 太
	主査 (環境及び食品衛生担当)	岡 本 尚 子
	医薬務係長	是 松 良 明

Ⅲ 東保健所の機構および事務分掌

(令和6年4月1日現在)



※保健所長に事務委任されている業務の担当
 母子保健に関する業務
 感染症に関する業務
 精神保健に関する業務

職員配置表

令和6年4月1日現在

区 分	職 員											会 計 年 度
	計	医 師	事 務 職	保 健 師	助 産 師	看 護 師	管 理 栄 養 士	放 射 線 技 師	衛 生 管 理	獣 医 師	化 学	
所 長	1	1										
健 康 課	課 長	1	1									
	企画管理係	3		3								0.5
	健康・感染症対策係	7		1	4			1		1		3
	母子保健係	3			2	1						1 0.5
	精神保健福祉係	6		1	5							4.5
	主査 (放射線担当)	1							1			
	計	21	1	5	11	1		1	1	1		18.5
地 域 保 健 福 祉 課	課 長	1			1							
	地域保健福祉第1係	8			8							4
	地域保健福祉第2係	8			8							3
	計	17			17							7
衛 生 課	課 長	1							1			
	環 境 係	2							2			
	食 品 係	6							5	1		1
	主査 (環境及び食品衛生担当)	1							1			
	医薬務係	3							3			3
	計	13							12	1		4
合 計	52	2	5	28	1		1	1	13	1	29.5	

※職員計及び会計年度職員数は定数。繁忙期のみの短期任用者は除く。

※地域保健福祉課は保健所長に事務委任されている業務の者のみ記載。

IV 議題 令和5年度事業報告

【健康課】

1 感染症対策

(1) 感染症発生状況

感染症法に基づき、医療機関からの発生届を受理後、感染症類型に応じ、就業制限や接触者の健康調査、衛生指導等の防疫活動を行った。(単位：件)

分類	疾患名	令和5年度	令和4年度
3類感染症 (5疾病)	腸チフス	1(2)	0(0)
	腸管出血性大腸菌感染症	13(88)	20(124)
4類感染症 (44疾病)	E型肝炎	0(4)	0(1)
	A型肝炎	1(1)	0(1)
	ジカウイルス感染症	0(1)	0(0)
	重症熱性血小板減少症候群	0(0)	1(1)
	チクングニア熱	0(0)	0(2)
	つつが虫病	0(0)	0(3)
	デング熱	0(14)	0(9)
	日本紅班熱	1(6)	1(3)
	ライム病	0(1)	0(1)
	マラリア	1(2)	1(0)
	レジオネラ症	0(23)	2(24)
5類感染症 (48疾病)	アメーバ赤痢	3(11)	4(15)
	ウイルス性肝炎(E型・A型を除く)	0(2)	0(2)
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	11(33)	9(37)
	急性弛緩性麻痺	0(0)	2(3)
	急性脳炎	14(17)	21(23)
	クリプトスポリジウム症	1(2)	0(0)
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0(2)	1(2)
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	5(14)	2(15)
	後天性免疫不全症候群	3(40)	6(42)
	ジアルジア症	0(0)	0(2)
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	5(9)	1(3)
	侵襲性肺炎球菌感染症	14(46)	8(28)
	水痘(入院例)	0(8)	0(4)
	梅毒	50(488)	31(415)
	播種性クリプトコックス症	1(4)	0(1)
	破傷風	0(2)	0(1)
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	2(3)	0(2)
	百日咳	1(18)	0(12)
風しん	0(0)	0(1)	
麻しん	0(0)	0(0)	
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	定点報告	58,734 (398,125)*

(結核を除く。()は全市の数)

※令和4年9月26日の発生届の全数届出見直し後の発生届出対象外の患者数を含む。

(2) 集団感染に関する調査と感染予防対策の支援

区 分	医療機関	社会福祉施設	学校
感染性胃腸炎	0 か所	26 か所	0 か所
インフルエンザ	2 か所	15 か所	0 か所
新型コロナウイルス感染症	8 か所	40 か所	0 か所
その他	1 か所	1 か所	0 か所

(3) 抗体検査等

HIV、クラミジア抗体検査のほか、梅毒、B型C型肝炎ウイルス等の検査を実施した。また、エイズダイヤルによる相談対応を行った。

(単位：件)

区 分		令和5年度	令和4年度
H I V	抗体検査	270	170
	相 談	94	42
梅毒検査		279	168
クラミジア抗原検査		244	151
肝炎検査 (B型、C型)		91	58

2 結核対策

感染症法上、二類感染症に位置付けられており、全国的に患者は減少しているものの、現在も国内最大の感染症と言われている。患者発生から療養・服薬支援、治療終了後の管理検診など、結核蔓延防止対策を行った。

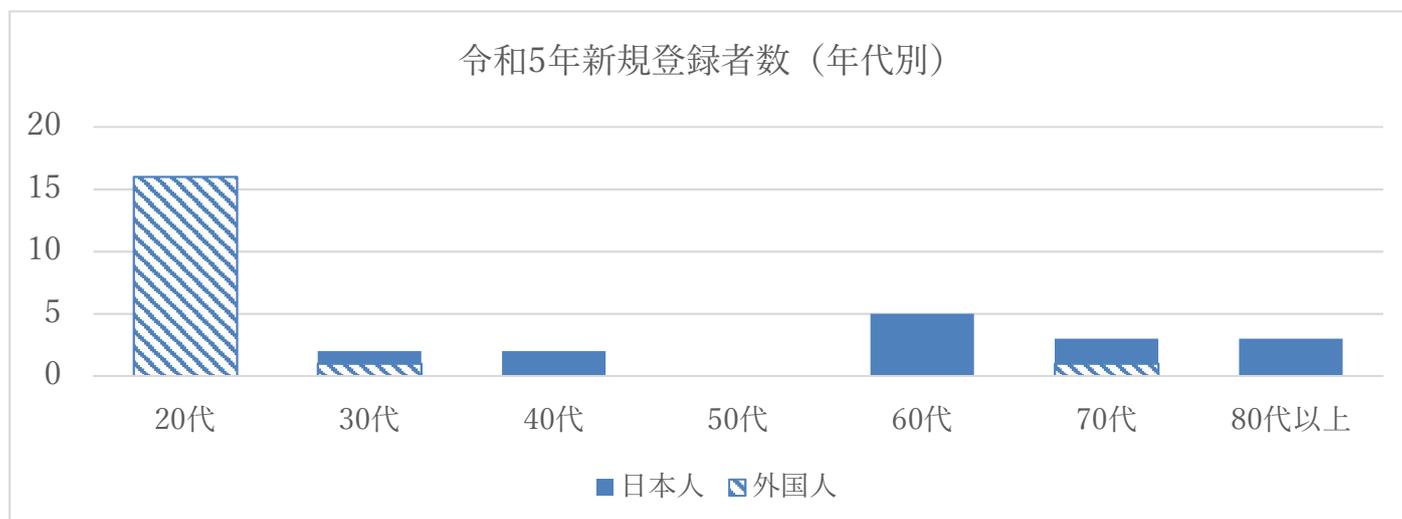
また、接触者健診や結核定期健診を実施することにより、結核患者の早期発見に努めた。

(1) 患者発生数 (潜在性結核感染症を除く)

(単位：件)

区 分	令和5年	令和4年
新規登録者数 (1/1～12/31)	36(-)	32(143)
登録患者数 (12月31日現在)	70(-)	66(321)

() は全市の数



(2) 結核健診

結核患者の早期発見のため接触者健診や65歳以上の市民を対象とした住民健診、塾講師など結核を発症すると多くの人に感染させる恐れのあるデインジャーグループを対象とした健診を実施した。

(単位：人)

区 分	令和5年度	令和4年度
接触者健診	250	205
住民健診 (65歳以上の市民)	1,516	1,515
デインジャーグループ健診 (※)	113	128

※非常勤、パートタイムなど、労働安全衛生法に基づく健診の対象とならない人に実施

3 原子爆弾被爆者・肝炎治療等に係る事務及び難病対策

原子爆弾被爆者や肝炎治療、指定難病に係る申請窓口としての事務を行った。

指定難病は、令和6年4月1日現在341疾病を対象としている。

(1) 各種手続きの申請件数

(単位：件)

区 分		令和5年度	令和4年度	
原子爆弾被爆者手帳所持者		277※	282	
特定医療費 (指定難病) 受給者証所持者		2,565	2,416	
肝炎治療費 助成 (申請者数)	新規	B型、C型ウイルス性肝炎 インターフェロン	0	0
		C型ウイルス性肝炎 インターフェロンフリー	18	20
		B型ウイルス性肝炎	20	25
	更新	核酸アナログ製剤	273	270

※は暫定値

(2) 難病講演会

令和5年11月15日開催 参加者36名

「神経難病について

～疾患・治療について、リハビリテーションや今後に備えておくこととは～」

講師：九州大学病院脳神経内科 講師 松瀬 大 先生

4 健康づくり推進

(1) 特定健診・特定保健指導

40～74歳の福岡市国民健康保険加入者を対象とした

特定健診・特定保健指導 (愛称：よかドック) を実施した。

特定健診 受診者数

区 分	令和5年度	令和4年度
東区保健福祉センター	1,064人	1,057人
出前健診 等	1,300人	1,191人
医療機関	8,323人	8,575人
合 計	10,687人	10,823人
受診率	28.4% (27.6%)	27.3% (26.7%)

() 内は、全市の受診率



(2) DKDハイリスクアプローチ

糖尿病性腎症（DKD）による人工透析患者の増加を抑制するため、DKDの原因となりうる生活習慣病のリスクが高い方に対し、受診勧奨を行い、早期治療による腎機能低下の予防に取り組んだ。

(3) がん検診等（胃がん・子宮がん・乳がん・大腸がん・前立腺がん・肺がん）

職場で受診する機会のない福岡市民を対象に、保健福祉センターやなみきスクエア等での集団検診と医療機関での個別検診を実施した。

※詳細は、毎年4月に各戸配布している健診ガイドにて広報。

(4) 普及啓発事業

健康づくり月間（10月）や生活習慣病予防月間（2月）の取り組みとして、以下の事業を実施した。

事業名	内容
<p>認知症予防エクササイズ講座 (令和5年10月20日)</p> 	<p>健康運動指導士による認知症予防エクササイズ 健康運動指導士：安部 志津代 氏 参加者 31 名</p>
<p>健康展 (令和5年10月10日 ～10月31日)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター・パンフレット・チラシ等による健康づくりや健診受診の啓発 ・なみきスクエアでの健診受診者を対象にヘルスマイトによる啓発チラシの配布 
<p>生活習慣病予防講演会 (令和6年2月20日)</p> 	<p>テーマ：高血圧予防 講師：福岡みらい病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 重松 秀明 氏 「高血圧と上手に付き合うために ～薬だけに頼らない高血圧治療～」 ・管理栄養士 宮島 絵美 氏 「始めよう減塩生活 ～今こそ見直したい普段の食事～」 ・理学療法士 田中 秋成 氏、小川 祐奈 氏 「高血圧の運動療法」 <p>参加者 33 名</p>

5 食育推進

(1) 栄養改善事業

栄養指導	個別栄養相談、特定健診・特定保健指導、地域での保健事業において、バランスのよい食事、子どもの食事、生活習慣病予防のための食事等に関する相談・指導を行った。
特定給食施設指導	健康増進法に基づく特定給食施設等における給食管理および栄養管理が適切に実施されるよう指導を行った。
栄養成分表示等指導	食品表示法に基づく栄養成分表示や健康増進法に基づく食品の誇大広告に関する相談・指導を行った。

(2) 食育推進事業

①食育出前講習会

令和元年度までは、区内保育園や公民館等で、園児保護者、子育て交流サロンや育児サークルの参加者等を対象に、地域のボランティア（食生活改善推進員）等と連携して食育出前講習会を実施した。令和3年度以降は講習会に代わり、3歳児健診または1歳6か月健診において朝ごはんレシピやリーフレットの配布およびフードモデルの展示を実施した。

【子育てサロンでの風景】



区 分	令和5年度		令和4年度	
	回数	参加者	回数	参加者
出前講習会	12回	322人	12回	364人

※令和3、4年度は3歳児健診、令和5年度は1歳6か月健診における食育啓発

②離乳食教室

離乳の基礎知識や家庭における食育推進の普及啓発を図った。

区 分	令和5年度		令和4年度	
	回数	参加者	回数	参加者
離乳食教室	12回	432人	12回	322人

(3) 食生活改善推進員協議会

①地域での食生活改善活動を担うボランティア“食生活改善推進員（ヘルスマイト）”を養成するため、「食生活改善推進員養成教室」を開催している。

②東区では、230名（令和6年4月1現在）のヘルスマイトが地域で活動している。その活動を支援するため、勉強会を開催した。また、ヘルスマイトは地域で講習会を開催し、勉強会で学習した内容を住民に伝達している。



区 分	令和5年度		令和4年度	
	回数	参加者	回数	参加者
食生活改善推進員養成教室	10回	345人	10回	122人
食生活改善活動推進事業	7回	231人	7回	133人

※令和4年度の一部の養成教室は家庭学習のための資料送付回数

6 母子保健

(1) 母子健康手帳の交付

妊娠届出の受理、母子健康手帳の交付の際に、妊婦やその家族と面談し、生活状況に応じた妊娠・出産・育児の相談や保健指導を行っている。

(令和5年度交付数：2,602件)

(2) 乳児家庭全戸訪問事業

母子手帳に綴じ込みの出生連絡票等により、助産師や保健師が生後2か月前後の乳児家庭を訪問し、母と子の健康状態の確認や育児に関する相談に応じている。

(令和5年度訪問数：1,863人)

(3) 乳幼児健康診査

4か月児健康診査は医療機関での個別健診、1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査は集団健診で実施している。

区 分	令和5年度			令和4年度		
	回数	受診者数	受診率	回数	受診者数	受診率
4か月児	医療機関での実施	2,318人	97.7%	医療機関での実施	2,646人	97.4%
1歳6か月児	96回	2,679人	97.4%	108回	2,821人	100.5%
3歳児	96回	2,821人	97.3%	108回	2,863人	96.2%

※4か月児健診の受診者数のみ令和5年4月～令和6年2月の受診者数。

※未受診者については、関係課と連携して全数把握に努めている。

(4) マタニティスクール・乳幼児健全発達支援事業

区 分	令和5年度		令和4年度（個別相談）	
	回数	参加延べ人数	回数	参加延べ人数
マタニティスクール	20回	301人	17回	51人
心理判定員による面接・発達相談	213回	394人	288回	476人

7 歯科保健

1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査において歯科健康診査を実施し、乳幼児の歯の状態確認と歯科指導を実施した。

8 精神保健福祉

(1) 精神保健福祉相談

予約制での心の健康相談、飲酒運転違反者への適正飲酒指導等を実施した。

また、訪問指導や電話・面接相談を随時実施し、精神障がい者の早期診断、早期治療の促進及び社会参加、社会復帰を支援した。

区 分	令和5年度		令和4年度	
	回数	件数	回数	件数
心の健康相談	13回	20件	15回	26件
適正飲酒指導	4回	5件	6回	7件
訪問指導（延べ数）		97件		87件

(2) 精神保健福祉法に基づく通報に関する業務

通報の際には、本人の状況を調査し、精神保健指定医による診察の要否の判断を行った。

また、患者の退院後は、服薬管理指導等を目的に、訪問・面接・電話等で概ね半年間の支援を行った。

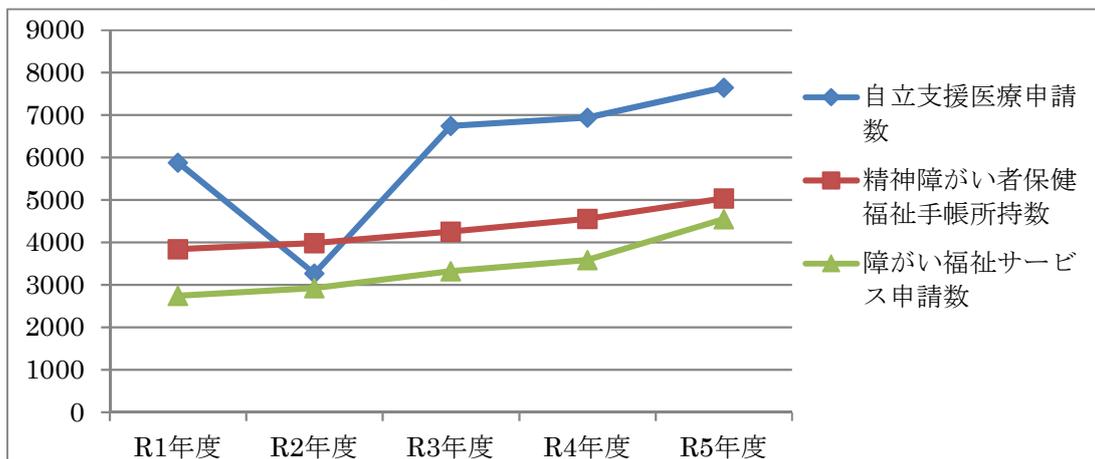
区 分	令和5年度	令和4年度
通報数	40件	55件
入院措置数	9件	13件

(3) 精神障がい者の社会復帰・在宅福祉サービス

障害者総合支援法に基づき、自立支援医療や障がい福祉サービスに関する相談、申請受付、支給決定を行った。

自立支援医療については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に受給者証の有効期間が満了する方は、更新手続きを行わずに有効期間を1年延長したため、一時的に申請数が減少したが、令和3年度以降は増加している。

【 申請数の推移 】



(4) 普及・啓発や関係機関との連携強化

医療や福祉に関する情報提供及び疾病への理解促進、家族の支援力向上を目的に、精神保健家族講座やうつ予防教室を開催した。

東区内の精神科医療機関、障がい者基幹相談支援センター、指定特定相談事業所、訪問看護事業所、グループホーム等の関係機関と講話やグループワークを行い、ネットワーク強化と支援体制づくりを図った。

【地域保健福祉課】

1 地域での保健福祉活動

住民が健康で安心して生活できる地域づくりを目指し、保健福祉に関する業務を行っている。地域保健福祉係では、保健師1名が2～3校区（小学校区を一つの地域単位）を担当し、地域役員・関係機関と連携を図りながら、乳幼児から高齢者を対象に家庭訪問・健康教育・健康相談などを実施している。

(1) 校区担当保健師による家庭訪問（延訪問人数）

（単位：人）

区 分		令和5年度	令和4年度
家庭訪問	結核	184	61
	成人・高齢者	102	43
	心身障がい児・者	8	12
	母子	2,533	2,191
	(再掲)ハイリスク母子	(871) 34.4%	(790) 36.1%
	(再掲)虐待母子	(420) 16.6%	(282) 12.9%
	精神	9	8
	難病	0	0
	その他	0	1
計	2,836	2,316	

(2) 母子保健

①健康教育・健康相談

区 分	令和5年度		令和4年度	
	実施回数等	人数	実施回数等	人数
子育てビギナーズ教室（※）	6回	241人	6回	155人
母子巡回健康相談	85回	1,283人	81回	1,039人
健康教育	65回	1,330人	59回	1,086人
健康相談	79回	973人	82回	917人
子育て交流サロン等地区組織活動	45回	389人	34回	347人

※子育てビギナーズ教室：出産直後の1～3か月の児の母親を対象に、育児不安の軽減を図るため、赤ちゃんとのふれあい遊びや育児に関する講話やグループワークを自宅から参加可能なオンラインと参加者等と直接交流できる対面形式のいずれかを希望選択制で実施。

②養育支援訪問事業

子育て不安や養育上の問題を抱える家庭に対し、子ども家庭支援員を派遣し、子育ての相談・支援をおこない、地域における児童虐待の未然防止や再発防止のための安全ネットを図る。

区 分	令和5年度		令和4年度	
	評価会議	派遣家庭 (延べ訪問数)	評価会議	派遣家庭 (延べ訪問数)
養育支援実施状況	36回	18家庭 (238回)	49回	19家庭 (244回)

(3) 健康づくり・介護予防

急速な高齢社会を迎え、認知症やロコモティブシンドローム予防など高齢者の健康づくり・介護予防を強化し健康寿命の延伸に取り組む必要がある。そのため、フレイル予防教室や生き生き講座等を開催し、参加者が日常生活の中で継続して実践できるよう介護予防事業を実施している。

区 分	令和5年度		令和4年度	
	実施回数	人数(延)	実施回数	人数(延)
フレイル予防教室 (アクティブシアの健康づくり教室)	25回	534人	—	—
認知症予防教室	—	—	18回	162人 ^(※1)
生き生き講座	277回	4,412人	240回	3,719人
生活習慣病予防講座	1回	30人		
ウェイトコントロール教室	—	—	1回	4人
女性のための健康づくり講座 (ロコモ予防)	1回	335人	1回	2,740人
ウォーキンググループ支援	9回	141人	8回	101人
その他の健康教育	306回	4,469人	226回	2,388人
健康相談	297回	4,530人	225回	3,063人
よかトレ実践ステーション 登録推進	登録数 153 団体 【内訳】 ^(※2) 自主グループ : 39 ふれあいサロン : 22 老人クラブ : 22 その他 : 46 施設 : 24		登録数 127 団体 【内訳】 自主グループ : 68 ふれあいサロン : 21 老人クラブ : 17 その他 : 5 施設 : 16	

(※1) : 1クール5回講座で開催。

4クール目はオンラインに切り替え、

3回講座にプログラム変更して開催。

(※2) : 令和5年度に区分の定義変更あり。



【よかトレ実践ステーション交流会の風景】

(4) 地区組織活動

校区保健福祉事業懇談会

校区毎に保健福祉事業の実施状況や年間計画等を校区役員等に説明するとともに、校区の健康や保健福祉に関する課題について意見交換を行う懇談会を開催している。

区 分	令和5年度	令和4年度
保健福祉事業懇談会	30 校区 372 人	30 校区 677 人 ^(※)

(※) 資料配布のみの人数も含む。

【 参考 】 福祉事務所組織業務

2 高齢者保健福祉

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、区および地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）において、総合相談、介護予防事業、権利擁護、関係者とのネットワークづくり、啓発活動等を実施。

(1) 総合相談

高齢者本人、家族、地域住民、関係機関等から、介護保険、保健、福祉、医療等に関する相談を受け、適切なサービスや関係機関または制度の利用につなげる等の支援や助言を行った。

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度
実件数	6, 228	5, 954
延件数	46, 037	45, 779

(2) 介護予防事業

気軽に介護予防・健康づくりに取り組むことの楽しさに気づき、教室終了後も継続して介護予防に取り組むことができることを目的にした介護予防教室などを行った。

令和 5 年度実績：区内 4 か所において 2 クール（5 回/クール） 実 85 人、延べ 342 人

(3) 高齢者の権利擁護

高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう専門的・継続的な視点から、高齢者虐待・困難事例への対応、成年後見制度の活用促進など、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行った。

令和 5 年度 相談件数： 5, 861 件

(4) 認知症の人の見守りネットワーク事業

行方不明になるおそれのある認知症の人を早期発見・保護するため、また、家族の介護負担を軽減するため、認知症の人の見守りネットワーク事業（登録制度・捜してメール・検索システム）を実施した。

(5) 認知症に関する市民及び関係者への啓発事業

認知症についての正しい理解と、早期受診の必要性や接し方のポイントを啓発するとともに、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう本人や家族を温かく見守り支援する認知症サポーターの養成講座を開催した。また、認知症サポーター養成講座を受講終了した者を対象とした認知症サポーターステップアップ講座を開催し、より実践的に様々な場面で活動できる認知症サポーターを育成した。

令和 5 年度実績：認知症サポーター養成講座 26 回 1, 144 人

ステップアップ講座 25 回 762 人（うち エマニユード講座 13 回 421 人）

(6) 地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み

高齢者が住み慣れた地域において安心して生活していけるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを実施した。

取り組みについては「東区地域包括ケア推進会議」にて協議し、関係機関、団体、市民と共働で実施している。

- ①ブロックごとの医療、介護、地域の連携会議 ②高齢者地域支援会議・圏域連携会議
- ③医療と介護の連携のためのシンポジウム ④多職種連携研修会 ⑤在宅医療の市民啓発等

【衛 生 課】

1 環境衛生

安全で衛生的な市民生活の確保を図ることを目的として、旅館、公衆浴場、理・美容所、プールなどの環境衛生関係施設に対し、許認可や監視指導を行った。

また、抵抗力の弱い高齢者や乳幼児が集う社会福祉施設等に対する衛生管理の助言指導や、飲料水の安全確保に関する相談対応・指導を行った。

(1) 監視指導について

旅館、公衆浴場、理・美容所、クリーニング所等の環境衛生関係施設は2,180施設で、延べ276件の監視指導を行った。

環境衛生関係施設の状況

区 分			令和5年度		令和4年度	
			施設数	監視件数	施設数	監視件数
興 行 場	常 設	映画館	1	0	1	0
		演劇（芸）場	2	0	2	0
		その他	5	0	5	0
	仮 設	0	3	0	6	
旅 館	旅 館・ホテル		27	20	25	25
	簡易宿所		9	7	8	10
公衆 浴場	普 通		1	1	1	0
	その他		22	18	23	23
理 容 所			146	19	143	0
美 容 所			409	130	411	41
ク リ ー ン グ 所	一 般	一般洗濯物	21	6	23	0
		特定洗濯物	6	4	6	0
	取次所		198	5	197	3
	無店舗取次店		14	0	14	2
化 製 場			1	0	1	0
畜舎・家きん舎			23	1	23	5
水 道	専用水道		20	1	20	1
	簡易専用水道		612	1	619	3
特定建築物			81	4	79	1
遊泳用プール			14	12	14	9
温 泉			7	2	7	1
社 会 福 祉 施 設	高齢者施設		229	21	226	4
	障がい者施設等		157	2	141	0
	保育園、認可外保育施設等		154	0	154	0
	(小 計)		(540)	(23)	(521)	(4)
病 院			21	19	21	0
計			2,180	276	2,164	134

(2) 検査状況について

旅館、公衆浴場、社会福祉施設等の循環式浴槽やプール等で採水（行政検収）を行い、大腸菌やレジオネラ属菌の検査を行った。また、旅館や社会福祉施設、特定建築物等の立入調査時に残留塩素や空気環境等の検査を行った。

78 施設に対して検査を行い、結果が不適合だった 8 施設について改善指導を行った。特に、レジオネラ属菌が検出された施設については、設備の洗浄消毒を指導し、自主検査で陰性確認後、保健所に改善報告書を提出させている。

環境衛生施設の検査状況

区 分	令和 5 年度			令和 4 年度		
	検査実施施設数	不適合施設数	基準違反項目	検査実施施設数	不適合施設数	基準違反項目
公衆浴場	11	1	レジオネラ属菌(1)、残留塩素(1)	5	1	レジオネラ属菌(1)
旅 館	15	2	レジオネラ属菌(2)、残留塩素(2)	14	1	残留塩素(1)
クリーニング所	1	0		0	0	
簡易水道、簡易専用水道等	3	1	残留塩素(1)	3	1	残留塩素(1)
遊泳用プール	12	2	一般細菌(1)、残留塩素(1)	6	1	KMnO消費量(1)、残留塩素(1)
社会福祉施設、病院	33	2	レジオネラ属菌(1)、残留塩素(2)	2	1	残留塩素(1)
興行場、特定建築物	3	0		1	0	
計	78	8		31	5	

2 食品衛生

食品衛生法に基づき毎年度策定している「福岡市食品衛生監視指導計画」に基づき、市民の飲食に起因する衛生上の危害を防止し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、食品関係営業施設の監視指導及び食品収去検査を実施した。

また、営業者等を対象とした衛生講習会、学園祭や町内会等のバザー開設の機会を利用した衛生指導や講習会を通じて食品衛生思想の普及啓発に努めている。

(1) 監視指導について

食品関係 6,390 施設に対して、延べ 2,145 件の監視指導を実施するとともに、新規申請、更新申請や衛生検査の際に、HACCP の導入指導を行った。

食品関係営業施設数及び監視状況（東区）

区 分		令和 5 年度		令和 4 年度	
		施設数	監視件数	施設数	監視件数
法 許 可	飲 食 業	2,448	1,499	2,870	1,372
	製 造 業	1,168	279	546	293
	販 売 業	233	161	246	198
	小 計	3,849	1,939	3,662	1,863
営業届出（集団給食含む）		2,541	206	2,062	200
集団給食（再掲）		177	53	154	18
計		6,390	2,145	5,724	2,063

臨 時 営 業 許 可	399	399	334	334
-------------	-----	-----	-----	-----

(2) 食中毒・違反食品・苦情等について

令和5年度の福岡市の食中毒発生状況は56件、患者数は305人で、東区は5件（カンピロバクター 2件、クドア2件、アニサキス 1件）、患者数は29人であった。

違反食品は15件、苦情は66件で、いずれも迅速に対応した。

感染症については、腸管出血性大腸菌やノロウイルスなどによる感染症発生時に、感染が疑われる期間の喫食状況を聞き取り、食品が原因かどうかの調査を実施するとともに、給食室で調理された食品を介して感染が広がらないように指導した。

食中毒発生状況

区 分	令和5年度		令和4年度	
	東 区	福岡市	東 区	福岡市
発 生 件 数	5	56	3	49
患 者 数	29	305	7	570

違反食品等の措置（東区）

区 分		令和5年度	令和4年度
硬 質 異 物		0	1
規 格 基 準	使 用 基 準	0	0
	保 存 基 準	4	4
	製 造 基 準	0	0
	残 留 基 準	2	1
	その他の基準	1	0
	成 分 規 格	0	0
市 指 導 基 準		8	4
そ の 他		0	0
計		15	10

苦情届出状況（東区）

区 分	令和5年度	令和4年度
体調異常	30	32
取扱不良	6	6
変敗・異臭味	6	6
異物混入	12	10
その他	12	13
計	66	67

(3) 食品等の収去検査について

食品の添加物等の使用状況及び細菌汚染状況を検査する収去検査を製造所・販売店を中心に理化学検査 72 件、細菌検査 115 件を実施した。

収去検査状況（東区）

区 分		令和5年度	令和4年度
理化学検査検体数		72	57
結 果	食品衛生法違反	0	0
	食品表示法違反	0	0
細菌検査検体数		115	76
結 果	食品衛生法違反	0	0
	市指導基準に不適合	8	5

(4) 情報提供事業について

営業者から依頼があった4件について衛生講習会を実施し、82人が受講した。

「リスクコミュニケーション事業」として大学生を対象としたバザー講習会4件を実施し、その機会を利用してカンピロバクター食中毒予防について若年層に向けて情報発信した。また、区内の保育園に対してノロウイルス食中毒予防の啓発チラシ約10,000枚を配布した。

8月の食品衛生月間には、区役所渡り廊下の掲示板にポスター等を掲示するとともに、食品衛生月間の区行事「日頃の手洗い チェックしませんか」を実施した。



【食品衛生月間の掲示】



【食品衛生月間の区行事】

3 医務・薬務

医療や医薬品の安全安心を確保するため、医療施設や薬事施設の監視指導、医療従事者の免許事務を行った。また、医療安全相談窓口を設置し、市民からの医療相談に対応した。

(1) 監視・指導について

医務関係 786 施設に対して延べ 126 件、薬事関係 550 施設に対して 165 件の監視指導を行った。

① 医療関係施設数及び監視状況

(単位：件)

区 分		令和5年度		令和4年度	
		施設数	監視件数	施設数	監視件数
医療機関	病院	21	31	21	31
	診療所	230	52	223	48
	歯科診療所	149	27	153	33
助産所		8	0	7	0
施術所		334	14	326	23
歯科技工所		44	2	42	0
計		786	126	772	135

② 薬事関係施設数及び監視状況

(単位：件)

区 分		令和5年度		令和4年度	
		施設数	監視件数	施設数	監視件数
薬局		145	43	139	38
医薬品販売業		68	32	65	25
毒物劇物販売業・業務上取扱者		127	42	127	31
高度管理医療機器販売業		210	48	202	61
計		550	165	533	155

(2) 免許交付

医療従事者の免許申請事務を行った。

(単位：件)

区 分		令和5年度	令和4年度
厚生労働大臣免許	医師・歯科医師・薬剤師・ 保健師・助産師・看護師・ 管理栄養士・診療放射線技師 等	1,011	1,060
	県知事免許		
計		1,130	1,204

(3) 講習会等の実施

医薬品や医療の安全に係る普及啓発のため、市民や医療機関を対象に講習会等を実施した。

区 分	開催日	内 容	参加者
医療安全研修会	令和6年1月31日 ～3月8日	AMR対策について	診療所管理者等
医薬品啓発講習会	令和6年2月1日	かかりつけ薬局・薬剤師と 在宅医療について	衛生連合会理事

(4) 医療安全相談窓口

医療に対する安心や信頼の向上のため、市民からの相談に対応した。令和5年度は267件の相談を受けた。

(単位：件)

内 容	令和5年度	令和4年度
医療機関の案内	57	41
医療内容について	82	72
健康や薬に関する相談	11	11
医療費（診療報酬等）	14	15
説明・接遇等	40	44
診断書・カルテ開示等	7	21
施設・衛生環境等	3	7
その他	53	42
計	267	253

(5) 衛生統計調査

厚生労働省からの受託調査として、人口動態調査や国民生活基礎調査を行った。

①人口動態調査

人口把握、死亡原因の統計、出生率の動向、また今後の人口推移等の資料を得るために実施されている調査で、東区における状況は下表のとおりであった。

(単位：件)

区 分	令和5年度	令和4年度
出生票	2,624	2,679
婚姻票	1,574	1,704
離婚票	570	535
死亡票	3,059	3,055
死産票	45	50
計	7,872	8,023

※人口動態調査については年での集計

②国民生活基礎調査

厚生行政施策の基礎資料として、保健・医療・福祉・年金・所得等、国民生活の基礎的事項を把握するために毎年実施している。

○福岡市保健所運営協議会条例

昭和30年3月25日
条例第23号

(設置)

第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第11条の規定に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、保健所に保健所運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、その置かれた保健所の名称による。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、任期中であっても委員を解任することができる。

(組織)

第4条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

(運営)

第5条 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、その置かれた保健所において行う。

(その他)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○福岡市保健所運営協議会条例施行規則

昭和32年2月28日
規則第2号

第1条 この規則は、福岡市保健所運営協議会条例(昭和30年福岡市条例第23号)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 保健所運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、20名以内とする。但し、一の協議会の委員が他の協議会の委員となることを妨げない。

2 協議会の委員は、関係行政機関、医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者又は職員、学識経験者その他相当と認める者のうちから市長が任命する。

第3条 協議会は、年3回これを開催する。但し、特別の事由があるときは、この限りでない。

2 協議会の招集は、開催の日前3日までに委員に通知するものとする。

第4条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第5条 関係職員及び議事に関係のある者は、会長の承認を得て会議に出席し、意見を述べることができる。

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

保健所の再編について

1. 健康危機管理体制の強化にあたっての基本的な考え方

検討に至る経緯

(1) 保健所体制に係る新型コロナウイルス感染症対応の振り返り (○: 主な成果, ▲: 主な課題)

- : 感染動向や国の方針等を踏まえた**業務の重点化等の実施**
- : **委託化やICTの活用等**による効果的、効率的な業務実施
- : **増員、応援職員・外部人材の活用**による体制の強化
- ▲: **平時から有事へのスムーズな移行** (人員・組織体制)
- ▲: **区を超えた健康危機事案への対応** (情報集約、区間調整)
- ▲: 感染動向等を踏まえた**全市的な対応方針の変更等に係る機動的な対応**

(2) 新興感染症への備え

- 区を超える広域的な健康危機事案に対して、**情報の一元的な収集、分析、判断が可能な体制の構築、及び有事における即応体制の強化**が必要
- 国内外の人々が活発に往来するゲートウェイ都市として新興感染症の発生リスクに備え、県、医療機関、市医師会、検疫所や国立感染症研究所など、**関係機関・団体との業務連携の強化**が必要

(3) 改正感染症法等において国が示した考え

- 今後の新興感染症発生などの健康危機に対応可能な体制の構築に向け、有事における人員体制の確保やマネジメント体制の強化、人材育成など**平時のうちから計画的に保健所体制を整備**しておくことが必要

(4) 改正感染症法等によって、自治体が求められている取組み

令和5年度
「感染症予防のための施策の実施に関する計画」(予防計画)の策定

令和6年度以降
予防計画に基づく研修・訓練の実施、関係機関・団体等との連携強化
実施状況を踏まえ、適宜、計画を見直し実効性を担保

考え方1 7区にある保健所を「福岡市保健所」に再編し、広域的・専門的機能を強化

- 区を超える広域的な対応、医師による専門的判断が必要な**感染症に係る施策の企画・決定から各業務の実施までを一体的に行う体制を整備**
- 健康危機事案発生時の業務統括、区役所への支援等を、**市保健所による一元的な指揮命令系統の下で行う体制を整備**
- 行政処分を伴う精神保健福祉・食品衛生に係る業務の実施体制を強化

考え方2 7区保健福祉センターでの市民への保健・福祉サービス機能は維持・充実

- これまでと同様、**7区で、市民への保健・福祉サービスを提供**
- 相談対応、家庭訪問、虐待対応など**対人支援業務を充実**

2. 保健業務の再編イメージ

令和5年度			令和6年度 (R6.7.1~)		
組織	場所	主な業務	組織	場所	主な業務
7区保健所 (保健福祉センター)	各区役所	感染症 ・感染症への対応 (調査、検査等) ・HIV、性感染症の検査 ・相談対応、啓発 ・予防接種等に関する受付事務 精神保健福祉 ・相談対応 ・措置診察、医療保護入院 ・精神保健福祉手帳、 通院医療費に関する受付・交付 結核 ・患者発生時の対応 (接触者健診・管理検診) ・結核住民健診 難病 ・相談会、講演会の開催 ・医療費助成の受付 ・療養についての相談対応・訪問指導 環境衛生 ・関係法令に基づく施設の許認可 ・施設の監視・指導 食品衛生 ・関係法令に基づく施設の許可 ・施設の監視・指導、食中毒調査 ・食品・パザーに関する相談対応 医事・薬事 ・医療機関・薬局の 相談対応、届出受付、指導、立入 地域保健福祉 ・保健・福祉に関する相談対応、家庭訪問 ・健康教育、健康相談、 その他地域の健康づくり ・地域包括ケアに関すること ・高齢者の権利擁護 母子保健 ・相談対応、家庭訪問 ・乳幼児健康診査	福岡市保健所 (保健医療局)	あいらふ	感染症 ・感染症への対応 (調査、検査等) 精神保健福祉 ・相談対応 ※継続的な対応を要するもの ・措置診察、医療保護入院 <hr/> 感染症 ・HIV、性感染症の検査 結核 ・患者発生時の対応 (接触者健診・管理検診) ・結核住民健診 難病 ・相談会、講演会の開催 環境衛生 ・関係法令に基づく施設の許認可 ・施設の監視・指導 食品衛生 ・関係法令に基づく施設の許可 ・施設の監視・指導、食中毒調査 ・食品・パザーに関する相談対応 医事・薬事 ・医療機関・薬局の 相談対応、届出受付、指導、立入
		7区保健福祉センター	各区役所	感染症 ・相談対応、啓発 ・予防接種等に関する受付事務 精神保健福祉 ・相談対応 ・精神保健福祉手帳、 通院医療費に関する受付・交付 難病 ・医療費助成の受付 ・療養についての相談対応・訪問指導 地域保健福祉 ・保健・福祉に関する相談対応、家庭訪問 ・健康教育、健康相談、 その他地域の健康づくり ・地域包括ケアに関すること ・高齢者の権利擁護 母子保健 ・相談対応、家庭訪問 ・乳幼児健康診査	

3. 保健所運営協議会の運営

◎ **地域保健法に基づき再編後の福岡市保健所に「福岡市保健所運営協議会」を設置**

区単位で設置している7つの保健所運営協議会を、福岡市保健所の設置 (1保健所体制への移行) に合わせ、地域保健法に基づき**「福岡市保健所運営協議会」に再編**

保健所再編による強化ポイントと人員体制

機能の強化ポイント	組織の強化ポイント及び整備概要
健康危機管理機能を強化	A 健康危機管理を含めた保健所運営を担う「統括部門」を新設 健康危機管理部及び健康危機管理課（1部1課 22人体制）
広域的・専門的機能を強化	B 感染症チームを編成 感染症の予防や対策に関する企画・調整から、施設などへの助言・研修や感染症発生時の対応等までの一体的実施体制を整備 感染症対策部及び感染症対策課、結核対策課（1部2課 23人体制）
	C 精神保健チームを編成 精神保健福祉法に基づく措置診察業務体制の強化、精神障がい者の地域生活への移行や地域への定着に向けた支援の充実を図る体制を整備 精神保健・難病対策部及び精神保健・難病対策課（1部1課 23人体制）
	D 衛生業務体制の再編 医事・薬事、食品衛生、環境衛生に関する企画・調整から、相談や監視・指導等までの一体的実施体制を整備 地域衛生部及び医薬務・衛生推進課、食品安全推進課、各区を管轄する7衛生課（1部9課 107人体制）

令和5年度（R5.4.1時点）	計 401人	令和6年度（R6.7.1予定）	計 411人
保健医療局 29 保健所業務※に関する企画・調整機能 健康医療部 地域医療課 4 保健予防課 15 生活衛生部 生活衛生課 3 食品安全推進課 7 ※ 主な保健所業務 ・医事、薬事に関すること（地域医療課） ・感染症、結核、精神保健福祉、難病等に関すること（保健予防課） ・環境衛生に関すること（生活衛生課） ・食品衛生に関すること（食品安全推進課）		保健医療局 保健所 176 A 健康危機管理部 22 健康危機管理課 21 B 感染症対策部 23 感染症対策課 13 結核対策課 9 C 精神保健・難病対策部 23 精神保健・難病対策課 22 D 地域衛生部 107 医薬務・衛生推進課 9 食品安全推進課 7 東～西衛生課(7) 90 ※各区役所庁舎に配置	
区役所 (7) 保健福祉センター(7) 保健所長 (7) 372 健康課 (7) 139 地域保健福祉課(7) 136 衛生課 (7) 90 広域的・専門的機能 市民への保健サービス機能		区役所 (7) 保健福祉センター(7) 健康課 (7) 96 地域保健福祉課(7) 139 保健センター—市民への保健サービス機能	235
		※ 組織名に付した数値(7)は、区役所全体の組織数	